

# 大阪医科薬科大学発ベンチャー支援に関する規程

(令和3年1月26日施行)

(目的)

**第1条** この規程は、大阪医科薬科大学（以下、「本学」という。）におけるベンチャー企業（以下、「大学発ベンチャー」という。）の適正な支援を図るために必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この規程において、大学発ベンチャーとは、次のいずれかに該当するものをいう。

- (1) 本学の教職員等（本学の教員及び職員（客員教員、非常勤教職員を含む。）をいう。以下同じ。）又は学生等（学生、大学院生、研究生、研究員その他本学において教育・研究に携わる者をいう。以下同じ。）が本学の教育研究の成果として本学が所有する知的財産権をもとに起業したもの
- (2) 前号以外の本学で習得した技術に基づいて起業したもの
- (3) 本学の教職員等又は学生等がベンチャー企業の設立者となる、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの
- (4) 本学の教職員等又は学生等であった者が、退職、卒業又は修了・退学の後、原則として1年以内にベンチャー企業の設立者となる、若しくはその設立に深く関与するなどして起業したもの

(支援内容)

**第3条** 本学は、次に掲げるもののうち、大学発ベンチャーの事業目的、本学への貢献内容等に応じて、必要と認める支援を行うことがある。

- (1) 大阪医科薬科大学発ベンチャーの称号を使用すること。
- (2) 本学の施設・設備を使用すること。
- (3) 本学の施設を使用する場合において、その期間中のみ、登記の住所を当該施設の住所とすること。
- (4) 本学が所有する知的財産権、ノウハウ等の使用に関する優遇措置を受けること。
- (5) その他学長が必要と認める支援にあたること。

(支援の条件)

**第4条** 大学発ベンチャーの支援を受けようとするものは、次の各号のすべてに該当しなければならない。

- (1) 第2条に規定する大学発ベンチャーの定義に該当していること。
- (2) 事業内容等が公序良俗に反しないこと。
- (3) 本学に対する名誉棄損、誹謗中傷、業務妨害等のおそれがないこと。
- (4) 本学の教職員等が起業したものにあっては、学校法人大阪医科薬科大学兼業規程、その他関係規程等に定める所要の手續、承認等が適正になされていること。

(支援期間)

**第5条** 大学発ベンチャーの支援期間は、3年を超えない範囲で学長が必要と認める期間とする。ただし、再申請を妨げない。

(支援の申請)

**第6条** 第3条各号に掲げる支援を受けようとする申請者は、学長に大学発ベンチャー申請書を提出しなければならない。

(ベンチャー支援の審議)

**第7条** 大学発ベンチャーへの支援の可否を審議する機関は、知的財産管理委員会（以下、「委員会」という。）とする。

(支援の決定)

**第8条** 学長は、第6条の申請があったときは、委員会の議を経て、支援の可否を決定するものとする。

- 2 学長は、大学発ベンチャーの認定を行う場合、理事長の承認を得なければならない。
- 3 前項の認定を受けるに当たって、申請者と本学との間で、大学発ベンチャー支援に関する契約を締結しなければならない。

(決定の通知)

**第9条** 学長は大学発ベンチャーの支援の可否を決定したときは、大学発ベンチャーへの支援の決定通知、又は大学発ベンチャーの不支援の通知により、申請者に通知するものとする。

- 2 学長は、前項の通知を行ったときには、本学内の関係部署にその決定内容を報告するものとする。

(支援に附帯する手続)

**第10条** 前条第1項の規定に基づき支援内容の通知を受けた申請者は、速やかに本学の関係規程等に従い、必要な手続を執らなければならない。

(事業報告等)

**第11条** 大学発ベンチャーの代表者は、毎年度、大学発ベンチャーの事業報告について、事業報告書及び収支決算書を学長に提出しなければならない。

- 2 大学発ベンチャーは、次の各号のいずれかに該当することとなった場合は、速やかにその旨を学長に報告しなければならない。
  - (1) 会社法に定める解散
  - (2) 破産法に定める破産宣告
  - (3) 民事再生法に定める再生手続
  - (4) 会社更生法に定める更生手続

(支援の決定の取消し)

**第12条** 学長は、大学発ベンチャーが次の各号のいずれかに該当する場合は支援の決定を取消することができる。

- (1) 申請内容に虚偽等があった場合
- (2) 社会的信用を失墜する行為を行った場合
- (3) 企業活動の実態がなくなった場合
- (4) 大学発ベンチャーから支援の取消しの申出があった場合
- (5) 前条第1項の事業報告を拒否した場合
- (6) 大阪医科薬科大学発ベンチャー支援に関する契約書の各条項に違反した場合
- (7) その他大学発ベンチャーとして支援を継続することが適当でないと学長が認めた場合

2 学長は、大学発ベンチャーの認定を取り消す場合、理事長の承認を得なければならない。

(事務)

**第13条** 大学発ベンチャーの支援に関する事務は、産学官連携推進室が行う。

(雑則)

**第14条** この規程に定めるもののほか、必要な事項は、学長が別に定める。

(改廃)

**第15条** この規程の改廃は、法人運営会議の議を経て、理事長が行う。

**附 則**

- 1 この規程は、令和3年1月26日から施行する。
- 2 この規程の施行に伴い、令和元年9月1日施行の大阪医科大学における大学発ベンチャーの支援に関する要領は廃止する。

**附 則**

この改正は、令和3年4月1日から施行する。